

告示第125号

公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和2年 6月15日

久万高原町長 河野 忠康 (webは公印省略)

1 経営管理権集積計画の対象林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権 の継続期間	備考
集 R2-101	久万高原町下畑野川乙 72	141-6	山林	0.57	10年	
集 R2-101	久万高原町下畑野川乙 73-1	141-7	山林	0.94	10年	
集 R2-101	久万高原町下畑野川乙 73-3	141-7	山林	0.05	10年	

2 縦覧場所 中予山岳流域林業活性化センター、久万高原町のホームページ

3 本公告により、久万高原町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

(備考)

森林の所在等の情報については、定めた経営管理権集積計画の内容を記載すること。